

## 大垣市建設工事電子納品実施要領

### (目的)

第1条 大垣市が発注する建設工事の完成図書の成果品を電子データで納品（以下、「電子納品」という。）することは、書類作成業務などの効率化、成果品の省資源、保管の省スペース化を図るものであり、本要領は、電子納品を実施するために必要な事項を定める。

### (電子納品の対象範囲)

第2条 大垣市が発注する建設工事で、完成図書の成果品の提出が必要な全ての工事を対象とする。

### (電子納品の基準)

第3条 電子媒体での納品については、最新の「岐阜県電子納品運用ガイドライン」、「岐阜県電子納品要領」に準じて行うものとする。

### (実施方法)

第4条 実施にあたり、受注者が電子納品を希望する場合、受発注者間で内容を協議することとする。

2 電子納品に係る費用は、土木工事標準積算基準書の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。なお、その他の積算基準書において共通仮設費率に記載されていない場合も別途積み上げ等による計上は行わない。

### (検査)

第5条 受発注者は、電子納品を実施するにあたり、次の事項を実施するものとする。

- (1) 受検者は、検査当日に現地において電子データの閲覧ができるようPC等を準備し、検査員は電子データの閲覧をもって受注者に対して指摘や確認する。
- (2) 検査に必要とする機器およびソフトウェアについては、事前に受発注者間で協議し、検査を円滑に実施するための最善の検査環境を選択する。
- (3) 機器およびソフトウェアの準備は原則、受注者とするが、受発注者間で協議して準備するものを分担することができることとする。
- (4) 検査時の電子データの閲覧は、受注者が電子データ作成に使用したソフトや閲覧用ソフトウェアを使用して実施する。
- (5) ノート型PCやモニター、タブレット端末等の機器類の使用において、万が

一破損等が生じた場合は、準備した側が負担する。

(6) 運用については、「大垣市建設工事電子検査運用ガイドライン」により実施する。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月9日から施行する。